

被災家屋等の公費による解体・撤去制度について

令和5年6月2日豪雨で被災した家屋等について、所有者の申請に基づき、被災家屋等の解体・撤去を市が実施します。

制度の種類

- (1) 公費解体…市が解体・撤去します。費用はかかりません。
- (2) 費用償還…すでに自費で解体・撤去している場合、その費用の一部を償還します（市が定めた基準により償還金額を算定する）。解体業者との契約により令和5年9月30日までに解体・撤去が完了している場合に限りです。

対象要件（次の全ての要件を満たすこと。）

- (1) 個人の住宅又は賃貸住宅（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（以下、「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）若しくは事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、当該住宅等が全壊の被害を受け、り災証明書又はこれに準じる書面の交付を受けたもの
- (2) 解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体及び撤去の必要があると認めるものであること
- (3) 災害時において現に使用していたものであること

※要件に該当しているかどうかは事前相談時に確認をします。

申請方法

申請書を準備する前に、必ず、ごみ減量推進課までご連絡ください。

<事前相談先> ごみ減量推進課（TEL：053-453-0026）

締め切り：令和5年10月31日（火）

対象要件や申請方法、必要書類等は10月1日からホームページに公開します。

【市HP】 ホーム>手続き・暮らし>ごみ・リサイクル